

# 平泉町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

## 1 趣旨

平泉町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、町内の森林について森林管理が円滑に行われるよう本町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

### （1）現状と課題

- ・本町の森林面積は3,055haで、このうち2,704haを民有林が占めている。この民有林のうち人工林であり施業履歴がなく、かつ森林経営計画も立っていない森林（森林経営管理制度に基づいた意向調査の対象とする森林。以下「対象森林」という。）は、令和3年3月1日時点で424.50haとなっている。
- ・本町は南北方向に北上川が縦断しており、それと並行して国道4号、JR東北本線、高速道路が通っている。そのいずれからも東側の山並みや毛越寺・中尊寺付近の森林を見ることができる。
- ・北上川の東側の長島地区では戦後に造林を行ったスギ等の針葉樹林が数多く存在し、平成27年度以降、林業経営体による大規模な間伐が行われてきた。また、特定の林班では森林経営計画も立てられている。
- ・北上川の西側の平泉地区には文化財が多く存在し、景観維持の観点から森林整備が行われている場所がある。また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害も平泉地区で多く発生しており、定期的な薬剤散布や被害木の処理を実施している。
- ・町内全域において未整備の森林が多くなってきており、野生鳥獣による農作物被害が多数発生している。このような被害を減少させるため、適切な森林整備が求められている。
- ・町内においては後継者がいない又は後継者が不透明な山林の所有者比率が高い傾向にあり、町内全域で今後の山林経営への影響が懸念されている。

### （2）基本的な考え方

- ・本町では森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定等を通じて促しつつ、適切な経営管理が行われておらず森林所有者による施業も困難な森林については森林経営管理制度に基づいた整備を行っていく。

## 3 森林所有者意向調査について

### （1）対象森林の考え方

- ア 対象森林から除外する森林
- ・森林経営計画樹立森林

- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・公有林（県・町）
- ・団体有林（企業、森林関係団体、社寺、地区等が所有する森林）
- ・保安林

#### イ 対象森林の絞り込み方法

- ・森林資源管理システム及び林地台帳管理システムにより、人工林であり適切な経営管理が行われていないと思われる民有林を絞り込む。その際、上記アに記載した森林は対象外とする。

#### (2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積・・・424.5ha
- ・対象森林の位置・・・別紙対象森林範囲図のとおり

#### (3) 意向調査の時期・方法等

- ・令和2年度中にモデル地区として窟・西風地区を設定し、当該地域に存在する対象森林の所有者に意向調査を行った。（直営）
- ・令和3年度中に町内全域の対象森林の所有者に対して意向調査を行う。

#### 4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・意向調査の結果から森林所有者が管理を他者に任せる旨の意向を示している場合は、所有者の同意を得て本町が経営管理権を設定する。
- ・上記経営管理権を設定した森林が森林経営に適すると判断される場合は、意欲と能力のある林業経営体へ経営管理の再委託を行う。
- ・上記経営管理権を設定した森林が森林経営に適さない場合は、本町自らが経営管理を行う等の措置をとる。

#### 5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・本町が森林経営管理制度を実施する経費（町民への制度周知、林地台帳の更新、意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備等に要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。

#### 6 その他特記事項

- ・この実施方針及び対象森林は林業関係者及び林業普及指導員等の意見を参考に随時見直しを行う。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の制度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始し、必要に応じて業務の外部委託等を検討する。